

令和7年度介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱

令和7年4月1日
7福祉高介第7号

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱（令和6年6月6日付6福祉高介第8号。以下「実施要綱」という。）に基づき、従事者が受講する介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な法定研修受講料を事業者が負担するに当たり要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、実施要綱の規定に基づいて行う介護支援専門員法定研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(介護支援専門員法定研修の定義)

第3条 この要綱において、「介護支援専門員法定研修」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な研修であって、別表1に掲げるものとする。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託することができるものとする。

(補助対象事業)

第5条 この要綱による補助対象事業は、実施要綱第3条に規定する事業とする。

(対象となる職員)

第6条 この事業の対象となる職員は、次の1及び2の要件を満たす者とし、居住地及び介護支援専門員の資格の登録地は問わないものとする。

1 令和7年度において、実施要綱別表に掲げる対象事業所（以下「対象事業所」という。）において、現に介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者又は今後資格を活用する見込みのある者であること。

なお、介護支援専門員の資格を活用した業務とは、居宅サービス計画書及び施設サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務及び「介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業」（平成20年厚生労働省告示第31号）2に規定するケアプラン点検事業に係る業務を指すものとする。

2 対象事業所を運営する法人に直接雇用されている者（事業者の役員（法人代表者を含む。）については、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者）であること。
対象事業所の指定基準に関する「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職

種及び常勤又は非常勤並びに専従又は兼務については問わないものとする。

(補助金の額の算定方法)

第7条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 東京都が実施する介護支援専門員法定研修を受講した場合は、別表2の第4欄に掲げる算定方法により算定した額とする。
- (2) 他の地方公共団体が実施する介護支援専門員法定研修を受講した場合は、別表3に掲げる補助基準額を他の地方公共団体が定める受講料に置き換えて別表2の第4欄に掲げる算定方法により算定した額と、別表2の第4欄に掲げる算定方法により算定した額を比較して少ない額とする。
- (3) 法定研修受講料について研修実施団体又は他道府県による減額を受けた場合は、(1)又は(2)によらず、別表3に定める補助基準額を減額後の受講料に置き換えて別表2の第4欄に掲げる算定方法により算定した額と、別表2の第4欄に掲げる算定方法により算定した額を比較して少ない額とする。

(暴力団の排除)

第8条 次の(1)から(3)までに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年法律第123号)又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

(補助金の交付申請)

第9条 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 知事は、前条又は第15条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、第13条に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第12条 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出すること

により、申請の撤回をすることができる。

(補助金の変更交付申請)

第13条 第12条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第11条の規定に準じて、変更交付申請書（別記様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しない状態で補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を得たときは、都が指定する日までに、実績報告書（別記様式第3号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、第16条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 この補助金の交付は、第16条による実績報告を受け、第17条で決定した額を確定払で交付する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 介護支援専門員法定研修（第3条関係）

区分	介護保険法等根拠法令
介護支援専門員実務研修	介護保険法第69条の2第1項
介護支援専門員更新研修	介護保険法第69条の8第2項
介護支援専門員現任研修	介護保険法第69条の8第2項ただし書
介護支援専門員再研修	介護保険法第69条の7第2項
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号
主任介護支援専門員更新研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号

別表2 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法（第7条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
----------	---------	-------	--------------

<p>第6条に定める職員が介護支援専門員法定研修を受講するに当たり令和7年度受講分として納入した受講料について、事業者が負担した額</p> <p>ただし、第6条に定める職員が雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合はその給付額を除いた額とする。</p>	<p>第6条に定める職員が受講した介護支援専門員法定研修の種類ごとに別表3に掲げる補助基準額を合計した額</p>	<p>3 / 4</p>	<p>第1欄に定める補助対象経費と、第2欄に定める補助基準額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を比較して少ない額。</p> <p>ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>
--	--	--------------	--

別表3 補助基準額（別表2第2欄関係）

区分	介護保険法等根拠法令	補助基準額
介護支援専門員実務研修（87時間）	介護保険法第69条の2第1項	44,600円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅰ）（56時間）	介護保険法第69条の8第2項ただし書	34,500円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅱ）（32時間）	介護保険法第69条の8第2項ただし書	23,800円
介護支援専門員更新研修（88時間）	介護保険法第69条の8第2項	58,300円
介護支援専門員更新研修（56時間・前期）	介護保険法第69条の8第2項	34,500円
介護支援専門員更新研修（32時間・後期）	介護保険法第69条の8第2項	23,800円
介護支援専門員更新研修（54時間・実務未経験者）	介護保険法第69条の8第2項	28,500円
介護支援専門員再研修（54時間）	介護保険法第69条の7第2項	28,500円
主任介護支援専門員研修（70時間）	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号	52,600円
主任介護支援専門員更新研修（46時間）	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号	38,000円

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）知事は、本補助要綱第１７条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （２）本補助要綱第１６条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （１）知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合
 - オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、法要綱第１６条に定める暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （２）（１）の規定は、本補助要綱第１７条の規定により交付すべき補助金の額を確定

した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 本補助要綱第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

10 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

12 他の補助金等の取扱い

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付を受ける場合
- (2) 補助基準額から東京都の補助予定額を差し引いた額について、区市町村が補助する場合